

[公募型プロポーザル告示]

令和8年度 道市連携海外展開推進事業 (デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業(欧米市場)) 委託業務 公募型プロポーザルの実施について

令和8年(2026年)7月3日
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会では、「令和8年度 道市連携海外展開推進事業(デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業(欧米市場)) 委託業務」に係る公募型プロポーザルを実施します。

記

1 業務名

「令和8年度 道市連携海外展開推進事業(デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業(欧米市場)) 委託業務」

2 業務の目的

デジタル技術を活用した道産品の輸出拡大に向けて、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」(以下、「委託者」という)において、市場動向や輸出規制・関税措置など最新の国際情勢を踏まえた欧米市場展開・リスク対応セミナーの開催や欧米バイヤーの招へい及び米国におけるテストマーケティングを実施する。

3 業務の内容

道産品(道内で製造又は加工されたもの、以下同じ。)の欧米における販路・品目拡大に向け、次の業務を実施すること。

なお、本事業の目的を達成するために効果的な実施内容があれば、あわせて企画提案書に記載すること。

(1) 欧米市場展開・リスク対応セミナー

ア 対象分野

道産品(主に食品)

イ 実施時期

令和8年(2026年)8月から9月上旬頃までを想定

ウ 実施場所

札幌市内(オンライン開催可)

エ 実施内容

(ア) 欧米への販路開拓及びグローバルリスクへの対応力の強化を図るため、欧米市場に関心のある道内企業等に対し、市場動向や輸出規制・関税措置など最新の国際情勢を踏まえた情報提供を行うこと。

(イ) 欧米バイヤー招へい商談会における成約率向上のため、参加を検討する道内企業等に対し、招へいバイヤーの情報やECサイトを活用した販路拡大の手法等について情報提供を行うこと。

(ウ) 米国でのテストマーケティングの実施に向け、参加を検討する道内企業等に対し、欧米バイヤー招へい商談会・視察会で招へいするバイヤーのニーズや過年度の実施状況について道内企業に紹介するとともに、必要に応じて、参加事業者の商品について専門家等による個別相談の機会を設け、アドバイスを受けられる機会を提供すること。

オ 実施回数

2回以上

カ 参加企業数

道内企業延べ15社程度(企業募集の具体的な方法についても企画提案書に記載すること。)

キ その他

セミナーの実施時期及び実施回数は、輸出規制や関税措置など最新の国際情勢を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること。

また、セミナーの開催方法は、参加希望者の意向等を踏まえ、セミナーに現地参加できない事業者やオンライン開催を希望する事業者がいる場合は、オンラインによる開催を検討し、委託者と協議の上、決定すること。

(2) 欧米バイヤー招へい商談会・視察会

- ア 対象分野
道産品（主に食品）
- イ 実施時期
令和8年（2026年）9月から12月頃までを想定
- ウ 実施場所
（ア）欧米バイヤー招へい商談会
札幌市内
（イ）欧米バイヤー視察会
道内
- エ 実施内容
欧米バイヤーを札幌市内に招へいし、商談会を実施すること。
また、道内食関連企業の生産・製造現場に関する視察会もあわせて開催すること。
- オ 参加企業数
道内企業10社から15社程度（道産品の強みを分析の上、現地の市場ニーズや輸出に意欲のある道内企業の状況等を踏まえ、参加企業数の目標値を企画提案書に記載すること。）
- カ 招へいバイヤー数
米国東海岸（ニューヨーク州、マサチューセッツ州）等に商流を持つバイヤー1社以上、欧州バイヤー（ドイツ）1社以上とし、原則、現地拠点から招へいすること。招へいバイヤーの選定に当たっては、ECサイトを設置している事業者を原則とし、ジェトロや農林水産省など輸出支援機関等のプラットフォームや情報を活用すること。
- キ その他
実施時期については、道外で開催される商談会の開催日程を踏まえ、より多くのバイヤーが参加を見込める時期を検討すること。

(3) 米国現地テストマーケティング

- ア 対象分野
道産品（主に食品）
- イ 実施時期
令和8年（2026年）12月から令和9年（2027年）1月頃を想定
- ウ 実施地域
米国東海岸（ニューヨーク州、マサチューセッツ州）等を想定
- エ 参加企業数
輸出に取り組む道内企業5社10品目程度（道産品の強みを分析の上、現地の市場ニーズや輸出に意欲のある道内企業の状況等を踏まえ、参加企業数の目標値を企画提案書に記載すること。）
- オ 実施内容
現地でのテストマーケティングを行い、その結果や市場動向等を取りまとめて道内企業に情報提供を行うこと。
- カ その他
実施時期、実施地域及び参加企業数については、委託者と協議の上、決定すること。

(4) 参加企業への対応（商談前後のフォローアップ実施）

- ア 実施期間
委託契約日から令和9年（2027年）2月19日（金）まで
- イ 実施内容
商談実施にあたり、参加企業の輸出経験や知識レベルに合わせたサポートを行うこと。
商談前には、参加企業が事前準備できるよう、招へいバイヤーについて情報提供するなど商談成約率向上に資する支援を実施すること。
商談後は、招へいバイヤーや参加企業の求めに応じ、成約を目指した輸出手続等の支援を行うこと。想定する支援項目は次のとおりであるが、これら以外に成約等に資する項目があれば提案に含めること。
（想定する支援項目）
- ・ 商談等における資料作成支援
 - ・ 商談等における資料翻訳
 - ・ 招へいバイヤーに関する情報提供
 - ・ 継続商談時の通訳手配
 - ・ 輸出手続に係る支援

- ・サンプル送付手続支援
- ・物流企業等の紹介 ほか

(5) アンケートの実施

上記(1)から(4)の参加企業及び招へいバイヤーに対し、商談結果等に関するアンケートをそれぞれ実施すること。

なお、アンケートの内容は委託者と協議の上、決定すること。

(6) 事業報告書の作成

上記(1)から(5)の実施結果について、事業報告書(概要版及び全体版)を作成し、委託者に提出すること。概要版はA4版10ページ程度(サマリー1枚、概要10枚以内)とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。

また、概要版は対外的に公開・プレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

なお、事業報告書の内容は、委託者と協議して決定すること。

(7) 成果品の提出

以下の成果品を委託期間内に提出すること。

上記(6)事業報告書(概要版及び全体版)(紙媒体(A4版):5部、電子データ:1式)

4 契約期間

委託契約日から令和9年(2027年)2月26日(金)まで

5 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 市区町村税

(ウ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(エ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

6 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとするものは、アからエまでに定めるところにより、5に掲げる資格を有するかについて審査を申請しなければならない。

なお、一つのコンソーシアム又は単独法人が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

ア 提出部数 1部

イ 提出期限 令和8年(2026年)7月17日(金)午後5時00分(必着)

ウ 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出部数 8部(法人名等については2部のみ記載し、残り6部にはそれらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記入しないこと。)

(2) 提出期限 令和8年(2026年)7月17日(金)午後5時00分(必着)

(3) 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定方式

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

11 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他留意事項

ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書に関するヒアリングを行う。

ウ 審査結果及び特定者名は、公表する。

エ 詳細は「企画提案指示書」による。

12 関係資料(応募に当たっては必ず確認のこと。)

企画提案指示書	P D F形式
参加表明書作成要領	P D F形式
参加表明書様式	W o r d形式
参加表明書別添資料	W o r d形式
社会保険等適用除外申出書	W o r d形式
コンソーシアム協定書	W o r d形式
企画提案書作成要領	P D F形式
企画提案書様式	W o r d形式
誓約書	W o r d形式

13 主なスケジュール(予定)

参加事業者向け説明会	令和8年(2026年)7月8日(水)
参加表明書の提出期日	令和8年(2026年)7月17日(金)
企画提案書の提出期日	同上
プロポーザル審査会	令和8年(2026年)7月23日(木)
契約締結	令和8年(2026年)7月下旬頃

14 問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局
(北海道総合政策部国際局国際課経済交流第一係)
電話: 011-204-5342(直通)
担当: 山本、水戸